

# 由利本荘市農業委員会だより

あなたと農地。

2025(令和7)年  
8月発行

第38号



タマネギの産地化に取り組む農業法人 双日由利農人(株)の生産者の皆さん  
(6月中旬 西目地域海士剥のタマネギのほ場にて)

◀広大なほ場で  
ブームスプレーヤーに  
よる防除作業



作業風景  
動画はこちら



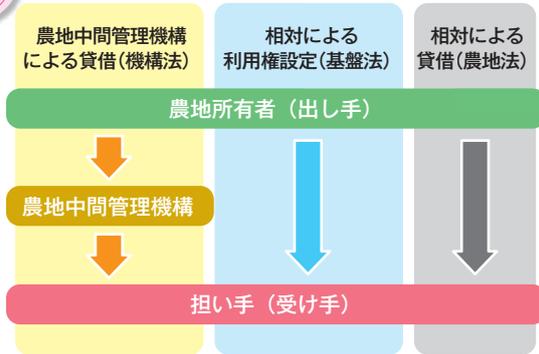
市農業委員会  
ホームページ



市公認キャラクター  
浜梨リン子(西目地域)  
© かりほん農プロモーション

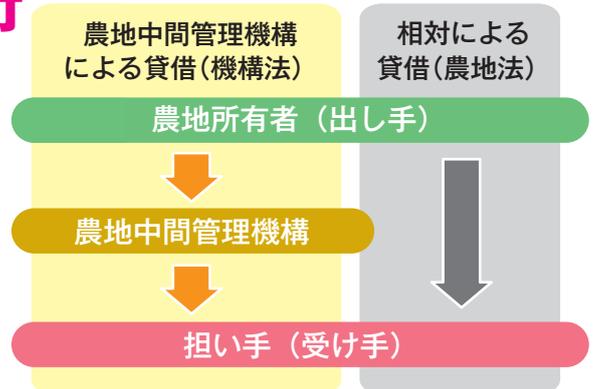
# 令和7年4月から 農地の貸し借りは 原則として農地中間管理機構経由になりました！

令和7年3月まで



現行

目標地図(※1)の実現に向けて農地の集約化を進める



※1 市町村の作成する地域計画において、農地一筆ごとに将来、誰が耕作するのかを示した、地域農業の未来設計図。随時更新が可能。

農地中間管理機構による貸借(機構法)

と 相対による貸借(農地法)

違いとは？



農地中間管理機構による貸借(機構法)

相対による貸借(農地法)

貸借期間  
終了の農地

貸借期間終了後、所有者に返却されます。  
新たな耕作者と契約できるため、集約化が可能となります。  
※期間満了通知あり

期間満了前に手続きを行わない場合、契約が自動延長されます。  
※期間満了通知なし

契約先

所有者・耕作者ともに、農地中間管理機構を担う「秋田県農業公社」が契約先となります。貸借借料の受け渡しが一本化されます。

所有者と耕作者の直接契約となります。そのため、契約先が複数の場合、事務は煩雑になります。

貸借借料

所有者は、秋田県農業公社より貸借借料が振り込まれ、未払いの心配がありません。  
耕作者は、口座から自動引き落としされ手間が軽減されます。  
※物納はできません。

貸借借料の金額変更や受け取りは、所有者と耕作者で直接行うこととなります。それに伴うトラブルも同様です。

手数料

秋田県農業公社は、所有者・耕作者から手数料として契約初年度のみ1契約あたり5千円を徴収します。  
同一年度に複数契約する場合は、初回のみ徴収となります。

申請時に提出する登記事項証明書は、契約する農地の一筆毎に発行手数料600円が発生します。

貸借期間中の所有者の死亡

所有者の相続人は、秋田県農業公社へ名義変更の申請をすることによって、死亡してからの貸借借料を受け取ることができます。  
耕作者は、手続きはありません。

耕作者は、新たな所有者・所有者の相続人を探さなければなりません。  
所有者側も同様です。

お問い合わせ先

農業委員会事務局 農地班 TEL 24-6260 FAX 24-6396  
市外局番(0184) 矢島庶務班 TEL 55-4957 FAX 55-2025  
岩城庶務班 TEL 73-2014 FAX 73-2131  
由利庶務班 TEL 53-2114 FAX 53-2962  
大内庶務班 TEL 65-2804 FAX 65-2610  
東由利庶務班 TEL 69-2116 FAX 69-2039  
西目庶務班 TEL 33-4614 FAX 33-4189  
島海庶務班 TEL 57-2205 FAX 57-2076

産業振興部 農業振興課

担い手支援班 TEL 24-6234 FAX 22-5107

★農地中間管理機構の詳細は、  
農林水産省HPをご利用ください！

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/kikou/nouchibank.html>

農地バンク/農地中間管理機構 検索





# 相続登記をしよう！

## ●相続登記とは？

相続した不動産の名義を、亡くなった被相続人の名義から、相続した人の名義に変更することです。

## ●相続登記をしないとどうなりますか？

### 【法律上の取扱い】

令和6年4月から、相続登記が義務化され、正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。なお、令和6年4月より前の相続も義務化の対象となります。

### 【農地売買・貸借上の取扱い】

亡くなった被相続人の名義のままだと、いざ売買しようとしても、先に相続登記を済ませる必要があることから時間がかかり、せっかくの売買の機会を逸してしまう場合があります。

何代も前から相続登記を放置しておく、誰が相続人となるのかの調査に時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料が高額になる場合があります。

農地の貸し借りの際、相続権者の同意を得る必要があること

から、どなたが相続権者なのか証明するための戸籍謄本等の書類や、同意者の印鑑登録証明書をご準備いただくなど、提出書類の整備が煩雑になる場合があります。

## ●農地の所有権移転および貸借手続きについて

農地を売買や無償譲渡等で所有権移転したり、農地を貸借する場合は、毎月開催される総会での審議を経た、農業委員会の許可が必要です。

## ●相続登記はどのようにするの？

相続登記の手続きは相続した土地を所管する法務局で行ってください。

農地の相続  
市広報ID  
1003064



秋田地方方法務局本荘支局（給人町17番）  
本荘合同庁舎3階 ☎0184-22-1200

相続登記の手続きは司法書士に依頼することができます。問合せは下記まで。

秋田県司法書士会 相続登記相談センター  
☎018-824-0055

## ●相続登記をしたあとは？

農地を相続された方は、届出（農地法第3条の3）が義務付けられています。

法務局で相続登記をされた方は、農業委員会（事務局または支所産業建設課庶務班）に届出をお願いいたします。

届出に必要な書類は、農業委員会に備え付けてあるほか、ホームページの農業委員会のページから取得することができます。また、届出様式「別紙（相続農地の一覧表）」は、登記完了証や全部事項証明書の写しを添付いただくことで、これに代えることができます。

## ●相続登記の登録免許税の免税措置について

- （令和9年3月31日まで）
  - 1 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記
  - 2 不動産の価格が100万円以下の土地に係る相続登記
- 該当する場合は登録免許税が免税されます。

## 令和7年度 農業委員会 総会開催日程

農地に関する許認可等、申請書類の審査に時間を要する場合がありますので、提出期限に関わらず、事前に協議くださるようお願いいたします。また、申請書の提出が「許可」を確約するものではありませんのでご注意ください。

| 総会 開催日         | 申請書提出期限      |
|----------------|--------------|
| 令和7年 9/ 19 (金) | 7年 8/ 29 (金) |
| 10/ 17 (金)     | 9/ 30 (火)    |
| 11/ 18 (火)     | 10/ 31 (金)   |
| 12/ 19 (金)     | 11/ 28 (金)   |
| 令和8年 1/ 22 (木) | 12/ 26 (金)   |
| 2/ 18 (水)      | 8年 1/ 30 (金) |
| 3/ 19 (木)      | 2/ 27 (金)    |

農業委員会組織が発行する農業に関する総合専門誌です



## 全国農業新聞

<https://www.nca.or.jp/shinbun/>

- ◆発行所/全国農業会議所
  - ◆発行/月4回金曜日
  - ◆購読料/月700円(年8,400円・税込)
- 購読申込みは農業委員会事務局まで

# 農業にチャレンジ!

ともえ たくろう  
**巴 卓朗** さん  
由利地域 町村 (34歳)

◆農業をはじめたきっかけを教えてください

父が田んぼを祖父から継承してから耕作面積が増える中で、父だけでは大変なので私も力になれればと思い農業をはじめました。また、この地域でアスパラガスを推している知り、水稲以外もやってみてほしいと思いました。



▲収穫作業中の巴さん

◆仕事の内容を教えてください

アスパラガスでは、病害虫の防除やシーズン中ほぼ毎日の収穫、出荷、水の管理です。水稲では、今の時期(6月中旬)、水の管理や水田の除草剤をドローンで散布しています。

◆仕事で大変なことはどんなことですか

水稲の作業とアスパラガスの収穫、防除が重なった時の段取りが大変です。また、天候にも大きく左右され、作業が遅れ、品質にも影響が出てしまうところが大変です。

◆作業で工夫していることはありますか

水稲では耕作面積が大きいため、父と役割や作業内容を話し合い、効率よく作業できるように工夫しています。アスパラガスでは、ハウス内に虫が入らないよう、一般的には防虫ネットを設置しますが、風通しが悪くなるた

めあえて設置はせず、湿気が溜まらないよう工夫して、病気になるにくい環境作りを心がけています。

◆仕事のやりがいとはどんなことですか

自分が作った物を買っていただき「おいしい」と言ってもらえることです。

◆課題はありますか

課題は多くありますが、現在最も大きな課題は、アスパラガスの露地栽培における管理です。露地では、ハウス栽培と異なり、天候の影響を大きく受けるため、防除のタイミングが難しく、対応に苦慮しています。今後は防除の適期を逃さないよう、しっかりと管理に努めていきたいと考えています。

◆これから目指すことや夢を教えてください

これからは、より多くの方にアスパラガスをお届けできるよう販売経路の拡大や品質の向上、管理体制の強化に取り組み、おいしいアスパラガス作りを目指していきたいと考えています。

(担当委員 伊藤 剛)



野内守情報局  
野内守が農業委員会の様々な情報をお知らせします。

8月下旬～

9月上旬予定

**農地パトロール  
(利用状況調査)を  
実施します**

農業委員会では、農地法第30条に基づき、年一回、市内全域で「農地パトロール(利用状況調査)」を実施しています。

農地パトロールでは農地を見回り、耕作状況を見て遊休農地(荒廃農地)になっていないか、適正に管理されているかを判断します。農地パトロールにあたり敷地内に立ち入る場合がありますのでご了承ください。該当の農地所有者には事前連絡等はしません。立ち会いも不要です。

なお、利用状況を踏まえ、耕作ができないと判断された場合「利用意向調査」を行う場合があります。

**Q なぜ農地パトロールが  
必要なの?**

**A** 農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁殖による病害虫等の発生、有害鳥獣の温床、不法投棄等の原因になり、周辺に多大な迷惑をかける可能性があります。こうした遊休農地を発見し、所有者に対する解消の指導・助言を行います。

# 頑張る宮農者



(株)岩城町農園 代表取締役  
まえかわ よしたか  
**前川 善隆** さん  
岩城地域 滝俣 (45歳)

平成26年1月に農業に従事して  
から今年で12年目に突入しました。  
従業員6名を雇用しながら、原木  
椎茸を4万本、水稲13畝、ソバを  
4畝、露地野菜を少々栽培してい  
ます。また、岩城地区のソバ作付  
25畝ほどの収穫・乾燥調製一貫作  
業を受託しており、全量買い取っ  
たのち、製粉・製麺作業を経て、  
「岩城の★HOSHISOBA」とし  
て販売しております。

全国的に農業者の減少は顕著で  
あり、一人当たりの耕作面積は増  
加している傾向です。当地域でも  
同様であり、大規模農家への負担  
がますます増えてきています。こ  
の数年で、さまざまな制度を利用  
し、農作業に関わる設備の大半の  
更新を終えることができました。



太陽光パネルの下で原木椎茸を栽培



原木栽培の様子

(担当委員 吉尾 麻美)

これから多くの農家が淘汰される  
こととなるでしょうが、生き残れる  
よう、そして次世代に紡げるよう取  
り組んでいかなければならないと  
日々感じております。

今後は人に投資する計画でしたが、  
人手不足は深刻を極め、なかなか  
思ったようにならないのが現状です。  
また、販売面でも規制が増えてき  
ており、商品を流通にのせるために  
必要な準備の数々、コンタミネー  
ション(※)の厳格化など、一規模  
事業者では負担が重くなってきた  
ます。



植菌後のハウス内での保湿・保温管理の様子

※コンタミネーション…異なる品種や用途の米が意図せず混ざってしまう現象。

## 農業者年金で安心豊かな将来を！

年間60日以上  
農業に従事

国民年金第1号  
被保険者

国民年金の保険料納付免除者を除く

20歳～65歳未満

60歳以上は  
国民年金の任意加入被保険者

上記の要件を満たす方なら  
どなたでも加入できます

### 農業者年金制度について

1. 積立方式 加入者や受給者数の影響を受け  
ない安定した年金制度
2. 終身年金 保険料が全額  
社会保険料控除の対象

※もしも80歳の前に亡くなられた場合は  
死亡一時金があります。

若年層には、保険料の国庫補助による  
政策支援があります。



↑  
農業者年金  
シミュレーター  
年金を試算する  
ことができます



↑  
農業者年金  
加入のすすめ

農業者年金への加入要件に  
加え、一定の要件を満たす  
20歳～39歳が対象です。詳  
しくは、お問い合わせくだ  
さい。

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加年金保  
険料 月額400円)への加入が必要です。

※農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金含む)および個人型確  
定拠出年金(iDeCo イデコ)とは重複加入できません。

# 経営発展への挑戦

農事組合法人 栗沢ファーム

ファームの取り組みで

次に繋げる基盤整備

基盤整備が自己負担金なしでできるということで、あまり時間がかからず、すべての地権者の賛同を得る



代表理事  
さとう たかし  
佐藤 崇 さん  
鳥海地域 栗沢 (50歳)



鳥海川内地区の現況



ことができました。しかし、それからというもの、県や市、土地改良区との合同の話し合いも毎年数回ありましたが、なかなか話は進みませんでした。漠然と誰かがやるのだろうと自分事として捉えていなかったのだと思います。県や土地改良区の担当者からお力添えをいただきながら、令和5年5月からは連日連夜、話し合いがなされました。地図上はひとつかたまりに見えるほ場でも、蛇行した笹子川に隔てられて、水利も複雑であるため、それぞれの集落で法人や組合が設立されました。

農地中間管理機構と15年の契約です。担い手の高齢化や不在に対処するため、法人化が進められました。多くの法人が設立されたことに伴い、法人間の連携を深めるため、定期的な協議会を開催し、情報交換と意思疎通を図っていくことになりました。

## 少人数でも遊休農地を有効活用可能

今回の基盤整備では、高収益作物を取り入れて、現状より2割増益させることが条件となっています。私の所属する栗沢ファームでは、高齢化と少人数になっていくかもしれない現状をふまえると、機械化でまかなえる作目が良いということでタマ



タマネギ栽培の共同作業

共同作業・担当制などを活用し、農作業に関わる人がそれぞれの力を発揮できる農業を目指します

ネギを選びました。それがきっかけで、双日由利農人株式会社さんからお声がけいただき、連携させていただきました。今は13アールで試験耕作をしており、7月に初収穫を迎えます。

昨年まで遊休農地だらけだった上田野地域も、ファームの取り組みにより、ほぼすべての土地が有効に活用されていることにも驚きです。収益によってファームの活動資金も確保できました。

いよいよ来年度から本体工事の予定です。農作業に関わる人がそれぞれの力を発揮してもらえるように、共同作業や担当制をうまく織り交ぜて、楽しくて、もうかる職場にし、若い人材も飛び込んでくるような魅力的なファームを目指していきたいと思っています。

(担当委員 佐藤 源樹)

## 農地中間管理機構関連 ほ場整備事業 (栗沢地区抜粋)



現況

不整形かつ狭小なほ場

整備後

区画拡大により作業効率UP

# 農地転用手続の スケジュールが 変わりました



農業委員会事務局  
農地班 ☎24-6258



## 農地転用とは

農地は国内農業生産の基盤であり、国民のための限られた資源であることから、農地を農地以外の用途で使用する（農地転用）は「農地法」により厳しく規制されており、「農地転用」をする場合は農業委員会の許可が必要です。転用事業の内容や、転用しようとする農地の立地によっては、許可されない場合もありますので、申請前に農業委員会事務局にご相談ください。

◆自己所有農地を転用する場合も、農業委員会の許可が必要です。  
◆登記の地目が農地以外であっても、現況の地目が農地である場合は、農地法の規制の対象となり、転用する場合は農業委員会の許可が必要です。



## 農地転用と「地域計画」

農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、各自治体では令和6年度末までに「地域計画」が策定されました。「地域計画」とは、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地の利用を明確化したものであり、転用しようとする農地が「地域計画」内農地である場合には、転用許可の前に「地域計画」から除外する手続が必要となります。



## 手続きについて

手続きに必要な書類は、「地域計画」からの除外については農業振興課または支所産業建設課、農地転用については農業委員会事務局または支所産業建設課庶務班に備え付けてあるほか、市ホームページから取得することができます。各手続きの書類提出期限についても併せてご確認ください。



地域計画  
市広報ID  
1011291



農地転用  
市広報ID  
1003054

## ゆりほん農委7<sup>セブン</sup>レディース通信



渡辺農園（にかほ市）

6月6日、にかほ市女性農業委員と合同での研修会を行いました。両市あわせ12人の女性委員が参加しました。研修先のかほ市の渡辺農園で、渡辺さんご夫婦から農園経営方針や花苗栽培などについて説明を受けました。研修視察後は、委員同士で委員活動や心にかけていることなど情報交換を行いました。



ハウス内で様々な花苗の栽培や販売を行っている



渡辺農園を  
経営されている  
渡辺さんご夫婦



農業委員活動についての情報交換

# 許可! 農業委員会 事務局



## 農業委員会事務局

- 市外局番 (0184)
- ◆本庁
    - 農政班 TEL 24-6258
    - 農地班 TEL 24-6259
    - FAX 24-6396
  - ◆総合支所 (産業建設課内 庶務班)
    - 矢島 TEL 55-4957
    - 岩城 TEL 73-2014
    - 由利 TEL 53-2114
    - 大内 TEL 65-2804
    - 東由利 TEL 69-2116
    - 西目 TEL 33-4614
    - 鳥海 TEL 57-2205

- ◆広報委員
- 大瀧 浪雄
  - 小松 健
  - 佐藤 伊藤 吉尾
  - 伊藤 直子 麻美
  - 齋藤 剛
  - 衛



【西目地域】 齋藤家 家族経営協定調印式 (令和6年3月4日)  
(左から) 妻 明美さん、夫 亨さん、次男 颯さん



【岩城地域】 吉尾家 家族経営協定調印式 (令和7年5月26日)  
(左) 経営主 憲一さん、後継者 子の妻 麻美さん

### 家族経営協定

由利本荘市 家族経営協定を締結しました!!

家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世代帯員が、経営方針や役割分担、収益の配分、みんなが働きやすい就業環境などについて話し合い、取り決めるものです。経営目標・方針を共有し、役割分担などを明確にしておくことで、個々の意欲と能力を十分に発揮するための土台となるものです。

### 仙台で新規就農をPR

令和7年7月12日(土)  
農林水産FEST仙台

仙台で行われた新規就農の相談イベントに吉尾麻美農業委員が参加しました。当日は、ブースにお越しくくださった皆さまに、日頃の農業の楽しさや苦労などをお話しました。これをきっかけに、由利本荘市での就農につながることを期待しています。

### 編集後記

農業委員会だより第38号をお読みいただきありがとうございます。発行にあたり、取材、原稿作成にご協力いただいた皆さまに、心より感謝申し上げます。

高齢化、担い手不足が心配な地域ですが、頑張る経営体を紹介できました。表紙になります。今月初めの試みとして、作業風景を動画でご覧いただけます。

広報誌では、農業委員会の活動や役割、農地に関わること、地域のことを紹介しています。より充実した紙面作りには、地域の話題、ご意見、ご感想をお寄せください。(委員 齋藤 衛)